

入札公告（説明書）

平成 26 年 6 月 30 日

東日本高速道路株式会社北海道支社

支社長 小島 治雄

次のとおり、一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 調達機関番号	417
1-2. 所在地番号	01
1-3. 品目分類番号	41
1-4. 契約件名（工事名）	北海道横断自動車道 塩谷川橋（鋼上部工）工事
1-5. 契約責任者	東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 小島 治雄
1-6. 契約担当部署	東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課 （住所）〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 （電話）011-896-5777
1-7. 競争契約の方法	一般競争入札（WTO 政府調達協定適用）
1-8. 競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9. 入札の方法	電子入札または郵送入札…入札者に対する指示書[5]を参照のこと
1-10. 落札者の決定方法	総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）
1-11. 入札前価格交渉の有無	無
1-12. 単価表等の提出	必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
1-13. 単価協議	有 … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-14. 入札保証	必要 … 入札者に対する指示書[15]を参照のこと
1-15. 履行保証	必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと
1-16. 契約書の作成	必要（電子契約の方法による）… 入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-17. 契約図書	

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

① 入札公告(説明書)	本書
② 標準契約書案	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【土木工事契約書】を使用すること

③ 入札者に対する指示書

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【電子入札用】版または【郵送入札】版を使用すること

④ 共通仕様書

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

特記仕様書に記載の共通仕様書を使用すること

⑤ 特記仕様書

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>

⑥ その他契約(発注用)図面等

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>

⑦ 金抜設計書

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>

⑧ 競争参加資格確認申請書

本書の様式1のとおり

⑨ 入札書

電子入札システムの様式のとおり

郵送入札の場合は入札者に対する指示書[12]を参照のこと

⑩ 単価表等

上記⑦の金抜設計書により作成する

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうで本件競争入札に参加しなければならない。

(3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

(4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑦に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法 (CD-R 配布等) により交付するので、記 1-6. 契約担当部署へその旨申し出ること。

(5) 契約図書の交付期間

平成 26 年 6 月 30 日 (月) から平成 26 年 7 月 29 日 (火) まで

なお、上記期間を過ぎるとダウンロード出来なくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項 (工事概要)

2-1. 工事概要

(1) 工事場所

自) 北海道小樽市忍路 2 丁目

至) 北海道小樽市新光町

(2) 工事内容

本工事は、北海道横断自動車道余市～小樽間の塩谷川橋他 4 橋の鋼上部工の施工を行う工事である。

(3) 工事概算数量

①塩谷川橋 (上り線) 1 6 2. 5 m

②塩谷川橋 (下り線) 1 7 0. 0 m

③蘭島川橋 3 6 0. 1 m

④伍助沢橋 2 1 6. 0 m

⑤小樽西 I C ランプ橋 1 2 9. 5 m

⑥小樽 J C T B ランプ橋 2 8 9. 0 m

(4) 工期

契約保証取得の日の翌日から 1, 1 4 0 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者 (以下、「入札者」という。) は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2. に示す「競争参加資格確認申請書」 (以下、「申請書」という。) を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

(1) 審査基準日 (記 3-3. に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。) において、NEXCO 東日本の契

約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

- (2) 開札時において、工事種別「鋼橋上部工工事」にかかる『平成 25・26 年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下、「経営事項評価点数」という。）が 1,300 点以上の者（再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,300 点以上であること。）。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 16 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。同種工事：下記 a)、b)、c) 及び d) を必要とする。

- a) 連続鈹桁橋の工場製作
- b) 連続箱桁橋の工場製作
- c) 最大支間長 45m 以上の鋼連続鈹桁橋を送り出し工法で施工した道路橋の工事
- d) 最大支間長 60m 以上の鋼連続箱桁橋をトラッククレーン（クローラクレーン）工法（ベント工法含む）で施工した道路橋の工事

また、次のイ) またはロ) に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、成績評定 65 点未満の工事。

ロ) 国、地方公共団体の工事においては、成績評定が一定の点数未満であるため、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事。

- (6) 審査基準日において、次に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を本件工事に専任で配置できる者であること。

- ① 主任技術者または監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ② 現場代理人、主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 16 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工経験を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工経験として認める。

また、施工経験における従事役職は問わないが、工期の 5 割以上の期間に従事していた場合に限り施工経験として認める。

さらに、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（鋼構造物工事業）に係る資格を有している者でなければならない。

なお、同種工事 a) 及び b) は同一の技術者がすべての施工経験を有する必要はなく、また、同一の工事において有する必要はない。

同種工事：下記 a) 及び b) を必要とする。

- a) 最大支間長 20m 以上の鋼連続鈹桁橋を送り出し工法で施工した道路橋の工事
- b) 最大支間長 30m 以上の鋼連続箱桁橋をトラッククレーン（クローラクレーン）工法（ベント工法含む）で施工した道路橋の工事

また、次のイ) またはロ) に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、成績評定 65 点未満の工事。

ロ) 国、地方公共団体の工事においては、成績評定が一定の点数未満であるため、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事。

- ③ 専任の主任技術者または監理技術者は、入札者と直接的雇用関係にある者であり、かつ 3 ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

なお、記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合は直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）
 - 2) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」（平成 14 年 4 月 16 日付、国総建第 97 号）
 - 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号）
- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、②に示す本件工事にかかる設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) または 2) に該当する者である。
 - 1) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - 2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者
 - ③ 本件工事に係る設計業務等の業務名及び請負人
 - ・北海道横断自動車道 塩谷川橋基本詳細設計（請負人：新日本技研株式会社）
 - ・北海道横断自動車道 蘭島川橋基本詳細設計（請負人：株式会社オリエンタルコンサルタンツ）
 - ・北海道横断自動車道 伍助沢橋基本詳細設計（請負人：株式会社ドゥユー大地）
 - ・北海道横断自動車道 小樽ジャンクションBランプ橋基本詳細設計（請負人：中央復建コンサルタンツ株式会社）
- (8) 審査基準日において、次に示す基準を満たす設計管理技術者及び設計照査技術者を本件工事の設計期間に配置できる者であること。なお、設計管理技術者と設計照査技術者を兼ねることはできない。
- ① 資格要件

設計管理技術者及び設計照査技術者は、以下に示す a) から c) のいずれかの資格を有すること。なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。この場合において、審査基準日までに前記大臣認定を受けていない場合にも申請書を提出できるが、申請書提出時に大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、開札の時までに大臣認定を受け認定書の写しを提出する必要がある。

 - a) 技術士[総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - b) 技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ、建設部門に該当する業務に 4 年以上従事している者
 - c) RCCM[鋼構造及びコンクリート部門]の資格を有し、RCCM 資格制度による登録を行っている者
- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、②に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連がある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、または現に②に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連がある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) または 2) に該当する者である。
 - 1) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

2) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

② 施工(調査等)管理業務の業務名及び請負人

・ 土木施工管理業務 余市～小樽間新設施工管理業務 (株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道)

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。)または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。)と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。)を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

i) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)

ii) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)

iii) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人 の 定義】

会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①または②と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 入札者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書(様式1)	◇必要事項を記載のうえ記名すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと
企業の施工実績(様式2)	◇入札者は、記3-1.(5)に示す「同種工事」の要件を満たす施工実績を記載すること ◇実績として記載した工事内容を把握できる契約書類の写し(契約書、特記仕様書、設計図等の工事内容を確認できる部分)及び当該工事が工事実績情報サービス(以下、「コリス」)という。)に登録されている場合は登録情報の写し(業務内容を把握できる「工事カルテ(完了時)」)を必ず添付すること。また、契約書類の写しやコリスで工事内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること ◇記載にあたっては、《記載上の注意事項》に従うこと ◇記載した工事の工事成績評定書を添付すること なお、平成17年10月1日以降にNEXCO 東日本において完成・引渡し完了した工事であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書(写し)を添付することが出来ない場合は、記1-3に示す契約担当部署を通じてNEXCO 東日本に対し評定点合計を照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限5日前(行政機関の休日を除く)までに書留郵便、信書便又は持参により提出すること

<p>配置予定技術者の資格 (様式 3)</p>	<p>◇記 3-1. (6)①に示す「資格」を満たす配置予定の主任技術者または監理技術者について記載すること</p> <p>◇記載した資格を有することを証明する登録証等の写しを添付すること</p> <p>◇記 3-1. (6)③に示す「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること</p> <p>1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合 営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から記 3-3. (1)①に示す申請期限の日までの期間が 3 年以内であること。</p> <p>① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>② 出向元企業の建設業の廃業届書</p> <p>③ 当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報</p> <p>④ 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面</p> <p>2) 持株会社の子会社が置く技術者の場合</p> <p>① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>② 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号）附則 6 の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面</p> <p>3) 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合</p> <p>① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>② 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面</p> <p>③ 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記 3-3. (1)①に示す申請期限の日までの期間が 1 年以内であること</p> <p>◇記載にあたっては《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>配置予定技術者の工事経験 (様式 4)</p>	<p>◇記 3-1. (6)②に示す「同種工事」の要件を満たす配置予定の現場代理人、主任技術者または監理技術者の工事経験を記載すること</p> <p>◇実績として記載した工事内容を把握できる契約書類の写し（契約書、特記仕様書、設計図等の工事内容を確認できる部分）及び当該工事が工事実績情報サービス（以下、「コリス」という。）に登録されている場合は登録情報の写し（業務内容を把握できる「工事カルテ（完了時）」）を必ず添付すること。また、契約書類の写しやコリスで工事内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること</p> <p>◇記載した工事の工事成績評定書を添付すること</p> <p>なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡し完了した工事であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することが出来ない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに書留郵便、信書便又は持参により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>配置予定の設計管理技術者及び照査技術者の資格 (様式 5)</p>	<p>◇記 3-1. (8)に示す競争参加資格を満たす配置予定の設計管理技術者及び照査技術者の資格を記載すること</p> <p>◇記載した資格を有することを証明する登録証の写しを添付すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 5 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>暴力団排除に関する誓約書 電子（入札者に対する指示書 様式 3） 郵送（入札者に対する指示書 様式 4）</p>	<p>◇記載にあたっては、入札者に対する指示書を参照のこと</p>

(2) 入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

- ① 申請期間 平成 26 年 6 月 30 日（月）から平成 26 年 7 月 29 日（火）午後 4 時 00 分まで
 - ② 申請場所 記 1-6. 「契約担当部署」
 - ③ 申請方法 電子入札システム、書留郵便または信書便（申請期間内に必着のこと）
※申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
 - ④ 申請書類 記 3-2. により作成した「申請書」
- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請に係る留意事項として、入札者に対する指示書[9] [2] を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
※確認結果通知予定日 平成 26 年 8 月 13 日（水）
- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができます。なお、説明請求に係る事項については、当該確認結果通知において示す。
- (3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

3-5. 資料の閲覧

- (1) 入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料は以下のとおりとする。

1	北海道横断自動車道 塩谷川橋基本詳細設計報告書
2	北海道横断自動車道 蘭島川橋基本詳細設計報告書
3	北海道横断自動車道 伍助沢橋基本詳細設計報告書
4	北海道横断自動車道 小樽ジャンクションBランプ橋基本詳細設計報告書

- (2) 閲覧方法

- ① 閲覧期間 平成 26 年 6 月 30 日（月）から平成 26 年 10 月 20 日（月）までのうち、行政機関の休日を除く日の午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分まで
- ② 閲覧場所 NEXCO 東日本 北海道支社 小樽工事事務所
※一部閲覧期間において、NEXCO 東日本 北海道支社を閲覧場所とする場合があります。
なお、閲覧を希望する競争参加希望者は、記 1-6 「契約担当部署」に連絡し、その指示に従うこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）とは、上記 3-4（競争参加資格の確認）において、競争参加資格があると認められた入札者から当社が示す設計図書に基づく標準案に対する技術提案書の提出を求め、その提案内容に基づき技術的な評価（技術提案評価）と品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づく評価（施工体制評価）の技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記 5-3（落札予定者の決定）に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

- (1) 技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案に係る技術評価項目及び配点（技術評価点）は次のとおりとする。

技術評価項目		配点
技術提案	1. PC床版の品質管理に関する提案	10点
	2. 送出し架設の安全対策に関する提案	10点

4-3. 技術提案書の作成

(1) 入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。

申請書（様式）	作成に係る留意事項		
技術提案書（1/2） （様式 14-1）	<ul style="list-style-type: none"> ◇必要事項を記載のうえ記名すること ◇記載にあたっては、様式 14-1 に示す《記載上の注意事項》に従うこと 		
技術提案書（2/2） （様式 14-2）	<ul style="list-style-type: none"> ◇様式 14-1 で技術提案を「有り」とした技術評価項目にかかる技術提案内容を記載すること ◇技術提案にかかる評価方法は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案に対する技術評価及び技術評価点の付与の方法は、提案された技術提案を秀・優・良・可・評価無の 5 段階で評価し、配点は下記のとおりとする ①提案に具体性があり、数値的根拠や検討結果等による信頼性が認められ、かつその効果が特に優れた内容で「秀」と評価した場合は満点×1.0 を付す。 ②提案に具体性があり、数値的根拠や検討結果等による信頼性が認められ、かつその効果が優れた内容で「優」と評価した場合は満点×0.75 を付す。 ③提案に具体性や信頼性が認められ、かつその効果が優れた内容で「良」と評価した場合は満点×0.5 を付す。 ④提案の具体性が認められ「可」と評価した場合は満点×0.1 を付す。 ⑤提案の具体性が認められないもの、または最低限の要求要件を満たすのみの提案は、技術提案がないものと同様に「評価無」とし 0 点を付す。 ・提案数は各技術評価項目ごとに 2 提案以内とする ・提案は、1 施工技術を用いた内容で 1 提案とする。また、複数技術を組み合わせなければ効果が発揮できないなど、一体不可分の内容となっている場合は、1 提案とみなす。ただし、以下の例のような提案は複数提案とみなす <p>【提案例（複数提案と認められる例）】</p> <p>コンクリート構造物の品質向上に関する提案（契約書等に規定するコンクリート種別の変更は認めない） 提案内容：○○の品質向上対策を実施する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 施工方法等： <ul style="list-style-type: none"> ・●●を行う。 ・△△を行う。 ・□□を行う。 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: middle;"> } それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、1 提案内に複数提案がある。 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・1 提案に複数提案が認められた場合、他の提案より優位な評価とはしない ・記載する内容は、様式 14-2 の『1. 提案内容』の欄へ、具体的に記載するものとし、実施結果を監督員に報告するなど、履行確認が書面で可能な内容とする。履行確認が困難な内容を含む提案がなされた場合、その提案は「不採用」とする ・様式 14-2 の『2. 技術提案の概要・特徴』及び『3. 施工方法及び改善効果等』は、『1. 提案内容』で記載した提案内容の信頼性・改善効果など提案内容を補足する内容を記載するものとする。 ・各技術評価項目は、提案ごとに評価し、それぞれの評価点を合計し「2」で除した値をその技術評価項目の評価点とする。なお、算出した評価点は少数第 4 位を四捨五入とする。 ・過度なコスト負担を要する提案の取り扱い <ul style="list-style-type: none"> 本件工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。 高価な内容を採用することにより、設計図書等に定められた管理基準を大幅に超える対策を実施する提案 なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。 	施工方法等： <ul style="list-style-type: none"> ・●●を行う。 ・△△を行う。 ・□□を行う。 	} それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、1 提案内に複数提案がある。
施工方法等： <ul style="list-style-type: none"> ・●●を行う。 ・△△を行う。 ・□□を行う。 	} それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、1 提案内に複数提案がある。		

4-4. 技術提案書の提出

(1) 入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならない。

- ① 提出期限 平成 26 年 8 月 20 日（水）午後 4 時 00 分まで
- ② 提出場所 記 1-6. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 書留郵便または信書便（申請期間内に必着のこと）
※提出部数は、A4 出力した技術提案書を各提案ごと 2 部ずつ、技術提案書の PDF データを CD-R に保存したものを 1 枚とする。

4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

(1) 技術提案を「有り」として技術提案書の提出を行ったすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。

- (2) ヒアリングの実施日時は、平成 26 年 8 月 21 日（木）から平成 26 年 8 月 22 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合または入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は改善技術提案書を提出するものとする。なお、改善技術提案書の提出にかかる事項については、ヒアリング時に連絡する。

4-6. 技術提案書の採否の確認等

- (1) 契約責任者は、入札者から提出された技術提案書（または改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 平成 26 年 9 月 17 日（水）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。
- (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認のほか、採用するとした技術提案書の内容を次に示す基準に基づき評価する。なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

技術評価項目		評価基準
技術提案	1. PC床版の品質管理に関する提案	各技術評価項目に対して提出された提案ごとに秀・優・良・可・評価無で評価し、各技術評価項目に対する提案の評価点を合計し「2」で除した値をその技術評価項目の評価点とする
	2. 送出し架設の安全対策に関する提案	

4-7. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表等や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき施工体制確認のためのヒアリング（施工体制確認ヒアリング）を実施する。

4-8. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（平成 25 年 5 月 21 日。以下「低入調査要領」という。）1-3 に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記 5-2. ④の開札の後、平成 26 年 10 月 22 日（水）午後 4 時 00 分までに申請書に記載された入札者の担当者宛て電子メール等により行う。

4-9. 施工体制確認資料の作成

記 4-8 により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入調査要領 2-3-2. (1)1)①に規定する求める調査資料のうち、下表に示す様式を作成するものとする。

様式番号	資料名称
様式 1	施工体制確認資料の提出について (留意事項) ①「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書き換えて作成すること ②「代表取締役役名及び代表取締役押印」は削除する ③「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は以下の内容に書き換えて作成すること
様式 3-1	入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式 3-2	現場管理費の内訳書
様式 4	コスト縮減額調書
様式 5	下請予定業者一覧表
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 9-2	資材購入予定先一覧
様式 10-2	機械リース元一覧

様式 11-1	労務者の確保計画
様式 11-2	工種別労務者配置計画
様式 12-1	建設副産物の搬出地
様式 12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式 13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 14-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)
様式 14-2	品質確保体制(品質管理計画書)
様式 14-3	品質確保体制(出来形管理計画書)
様式 15-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
様式 15-2	安全衛生管理体制(点検計画)
様式 17	施工体制台帳

4-10. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を次のとおり提出するものとする。

- ① 資料の提出期限 平成 26 年 10 月 27 日(月) 午後 4 時 00 分まで
- ② 資料の提出場所 記 1-3 「契約担当部署」
- ③ 資料の提出方法 書留郵便、信書便、持参または電子メール
 なお、郵送の場合は書留郵便で提出期限の日までに必着のこと。
 持参、電子メールの場合は、上記①に示す提出期限までに必着のこと。
- ④ その他 施工体制確認資料は提出期限以後の修正及び再提出は認めない。
 また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記 4-12. (1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じない。

4-11. 施工体制確認ヒアリング

(1) 契約制限価格の範囲内で入札を行ったすべての入札者に対し、原則として、入札時に提出された単価表や施工体制確認資料に基づき施工体制確認ヒアリングを行うので、入札者はこれに応じなければならない。

(2) ヒアリング日時及び方法は、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。ヒアリングへの出席者は、技術資料(様式 4)に記載した配置予定技術者を必ず含めることとし、資料の説明が可能な者を合わせ最大 4 名とする。

なお、ヒアリングに応じない場合は、当該者の施工体制は 4-12. (1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じない。

4-12. 施工体制確認の評価(施工体制評価)

(1) 契約責任者は、施工体制確認ヒアリングに基づき次に示す基準で施工体制評価を行う。

なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	① 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	5 点
	② 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	2 点
	③ 資料の全部または一部が未提出の場合、ヒアリングに応じない場合、または、提出された様式の記載事項が、「低入調査要領」別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」3.作成内容における記載要領を踏まえていない場合など	不適
施工体制確保の確実性	① 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	5 点
	② 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	2 点

	③資料の全部または一部が未提出の場合、ヒアリングに応じない場合、または、提出された様式の記載事項が、「低入調査要領」別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」3.作成内容における記載要領を踏まえていない場合など	不適
--	---	----

施工体制評価の配点は、10点（5点+5点）、4点（2点+2点）、「不適」の3段階で評価する。

上記評価項目のいずれかに「不適」の評価がある場合、当該者が行った入札は無効とする。

(2) また、施工体制確認の評価の結果、工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められなかった場合は、記 4-6. (3)により得られた技術提案評価点を次の方法により技術評価点を算出するものとする。

(算出式)

$$\text{技術評価点} = \text{技術提案に関する技術評価の配点} \times (\text{施工体制評価の配点の合計} / 10 \text{点}) + \text{施工体制評価の配点の合計}$$

第5 入札・開札・落札者予定者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。

- ① 入札書 入札者に対する指示書[12]を参照のこと
- ② 単価表等 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
- ③ 総合評定値 入札者に対する指示書[14]を参照のこと
通知書（経審）の写し
- ④ 入札ボンド 入札者に対する指示書[15]を参照のこと

5-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 入札書の提出期限 平成 26 年 10 月 20 日（月） 午後 4 時 00 分
- ② 入札書の提出場所 記 1-6. 「契約担当部署」
- ③ 入札書の提出方法 電子入札システム、書留郵便または信書便（上記①に示す入札書提出期限日に必着するよう配達日を指定のうえ提出）
※入札書提出時の添付書類（[単価表]及び総合評定値通知書（写し））の総容量が 2MB を超える場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと
- ④ 開札執行日時 平成 26 年 10 月 21 日（火） 午後 2 時 00 分
- ⑤ 開札執行場所 記 1-6. 「契約担当部署」
- ⑥ その他

入札者は、記 4-6. の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。

なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものとし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

(2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

5-3. 落札予定者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

- ① 評価値（100点）＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点
- ② 価格評価点（配点 30点）… 次に示す算式により算定する。
価格評価点（配点 30点）＝ 式 A × 0.5 ＋ 式 B × 0.5

(式 A)

$$\text{式 A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式 A の評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。
2. 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本件工事では 40 点とする。
3. 小数第 4 位以下は切り捨てとする。

(式 B)

$$\text{式 B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式 B の評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。
2. 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本件工事では 40 点とする。
3. 小数第 4 位以下は切り捨てとする。

③ 技術評価点（配点 30 点）… 記 4-6. (3) 及び記 4-12 に示す評価基準により算定する。

(3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

5-4. 低入札価格調査

(1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第 6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 平成 26 年 6 月 30 日（月）から平成 26 年 10 月 6 日（月）まで
- ② 受付場所 記 1-6. 「契約担当部署」
- ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便または信書便（受付期間内必着のこと）により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受理した日の翌日から原則として 5 日以内（行政機関の休日を含まない。）
- ② 回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報」内の「その他契約情報」に掲載し閲覧に供する。

⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる
ただし、請負代金額が NEXCO 東日本の契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。

(2) 部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる

6-5. 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成 26 年度	0%
平成 27 年度	35%
平成 28 年度	45%
平成 29 年度	20%

6-6. 火災保険等の付保

共通仕様書に定める「保険の付保」のとおりとする。

6-7. WTO に規定する継続工事の有無

本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：無

6-8. 単品スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項について適用する。

6-9. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認またはその他手続きに不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

6-10. 契約後の技術提案の取扱い

(1) 本件工事の受注者は、記 4-6. (1) の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法について NEXCO 東日本と協議を行うこと。

(2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。

ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が記 4-6. で採用された技術提案（以下、「採用された技術提案という。」を下回らないと認められた場合は、この限りでない。

なお、この場合、変更された提案内容を採用する場合、共通仕様書「VE 提案に関する事項」は適用しない。

(3) 工事中において、採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書 18 条や 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。

(4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。

(5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本件工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。

(6) 採用された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本件工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

6-11. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

(1) 記 3-1. (6)③の 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術

者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日または出向先企業が会社分割の登記を行った日から3年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。

- (2) 記3-1.(6)③の3「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社との関係を証する国土交通省土地・建設産業局(総合政策局を含む)建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付を受けていること。
- (3) 上記(1)または(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

6-12. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本件工事の受注者、本件工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件工事の下請負人、本件工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加しまたは施工(調査等)管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。
- 以上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
競争参加資格確認申請書様式			
様式 1	競争参加資格確認申請書	○必要	申請書の提出期限 平成 26 年 7 月 29 日 (火)
様式 2	施工実績	○必要	
様式 3	配置予定の主任（監理）技術者の資格	○必要	
様式 4	配置予定の現場代理人または 主任（監理）技術者の工事経験	○必要	
様式 5	配置予定の設計管理技術者及び 設計照査技術者の資格	○必要	
様式 6	主要設置予定機器等評価	×不要	
様式 7	施工計画立案能力	×不要	
様式 8	同一工事種別における表彰実績（競争参加者）	×不要	
様式 9	品質管理マネジメントシステムの取得状況	×不要	
様式 10	環境マネジメントシステムの取得状況	×不要	
様式 11	労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況	×不要	
様式 12	緊急時の施工体制 （施工地域内での技術者常駐箇所の有無）	×不要	
様式 13	災害時の協力実績	×不要	
指示書様式 3-1 （電子）	暴力団排除に関する誓約書	○必要（注 1）	
指示書様式 3-2 （電子）	暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧	○必要（注 1）	
指示書様式 4-1 （郵送）	暴力団排除に関する誓約書	○必要（注 1）	
指示書様式 4-2 （郵送）	暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧	○必要（注 1）	
技術提案書			
様式 14-1	技術提案書（1 / 2）	○必要	技術提案書の提出期限 平成 26 年 8 月 20 日 (水)
様式 14-2	技術提案書（2 / 2）	○必要	
入札前価格交渉			
様式 15-1	見積書の提出	×不要	見積書の提出期限 —
様式 15-2	見積書	×不要	
様式 15-3	見積書	×不要	
様式 15-4	見積書	×不要	
その他の様式			
様式 16	単価表の提出について	○必要	入札公告を参照のこと
様式 17	単価協議後の単価表の提出について	△（注 2）	
様式 18	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書	△（注 3）	
様式 19	再苦情申立書	△（注 3）	

本様式集には、本件工事の技術資料等として必要なもののみ掲載している。

注1 記入様式は入札者に対する指示書を参照のうえ作成すること

注2 入札公告等において単価協議「あり」とされている工事で、単価協議後に単価表を提出する際に作成する。

注3 説明請求及び再苦情を申し立てる場合に作成する。

競争参加資格確認申請書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

仕入先コード ※1
郵便番号
住所
会社等名
役職等
氏名

印

担当者名
電話
F A X
E-mail

平成 26 年 6 月 30 日付けで入札公告のありました北海道横断自動車道 塩谷川橋（鋼上部工）工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
なお、同条 4 項第六号に関しては、入札者に対する指示書内の「暴力団排除に関する誓約書」により、排除要請等の対象法人でないことを証明します。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係のある者ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、または当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、または当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下、「請負人等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に請負人等ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 施工実績（様式 2）
2. 配置予定の主任（監理）技術者の資格（様式 3）
3. 配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験（様式 4）
4. 配置予定の設計管理技術者及び設計照査技術者の資格（様式 5）
5. 暴力団排除に関する誓約書（電子：指示書様式 3-1、郵送：指示書様式 4-1）
6. 暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧（電子：指示書様式 3-2、郵送：指示書様式 4-2）

※ 1：「仕入先コード」の欄には、有資格者名簿に記載の 10 桁のコード番号を記入すること。

注：郵送入札参加者については返信用封筒として、表に貴社の住所、氏名を記載し、所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒 1 部を申請書と併せて提出してください。

施工実績

会社等名: _____

項目	同種工事	同種工事： a) 連続鈹桁橋の工場製作 b) 連続箱桁橋の工場製作 c) 最大支間長 45m 以上の鋼連続鈹桁橋を送り出し工法で施工した道路橋の工事 d) 最大支間長 60m 以上の鋼連続箱桁橋をトラッククレーン（クローラクレーン）工法（ベント工法含む）で施工した道路橋の工事																	
	工事名称等	<table border="1"> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>コリス登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> <tr><td>契約金額</td><td></td></tr> <tr><td>工期</td><td></td></tr> <tr><td>発注者名</td><td></td></tr> <tr><td>工事成績</td><td>00点</td></tr> <tr><td>受注形態等（※1）</td><td>単体 / 共同企業体</td></tr> <tr><td>共同企業体の場合</td><td>協定方式（※1）： 甲 / 乙 出資比率： 00%（〇〇建設 00%）</td></tr> </table>	工事名		コリス登録番号		工事場所		契約金額		工期		発注者名		工事成績	00点	受注形態等（※1）	単体 / 共同企業体	共同企業体の場合
工事名																			
コリス登録番号																			
工事場所																			
契約金額																			
工期																			
発注者名																			
工事成績	00点																		
受注形態等（※1）	単体 / 共同企業体																		
共同企業体の場合	協定方式（※1）： 甲 / 乙 出資比率： 00%（〇〇建設 00%）																		
工事諸元等	工法・規模・寸法等	橋梁名：●●橋 最大支間長：000m 橋梁形式：●●桁橋 道路種別：高速自動車道 道路名：●●自動車道																	

《補足事項》

※1：該当するものを○で囲むこと。

《記載上の注意事項》

- ① 代表的な施工実績 1 件を記載すること。なお、記載する施工実績は入札公告（説明書）に定める競争参加資格要件を満たした施工実績でなければならない。
- ② 記載した工事の「契約書の写し（契約書、特記仕様書、設計図面等の工事内容を確認できる部分）及び「コリス」に登録されている場合は工事カルテの写し」を添付すること。
- ③ 契約書の頭書又はコリスへの登録内容で、上表「工事諸元等」に記載の内容が確認できない場合は、その確認に必要な書類を添付すること。
- ④ 記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。

様式3【単体用】（配置予定の主任（監理）技術者の資格

配置予定の主任（監理）技術者の資格

会社名：_____

配置予定技術者の氏名		〇〇 〇〇	□□ □□	△△ △△
従事（予定）役職（※1）		主任技術者 / 監理技術者	主任技術者 / 監理技術者	主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度		〇〇高校 土木科 00年卒業	□□高専 土木工学科 00年卒業	△△大学 土木工学科 00年卒業
建設業法（鋼構造物工事業）に該当する資格等		0級〇〇施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号） 監理技術者講習修了証（修了年・番号） その他（建設業法に定める同等の内容を記載）	0級□□施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号） 監理技術者講習修了証（修了年・番号） その他（建設業法に定める同等の内容を記載）	0級△△施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号） 監理技術者講習修了証（修了年・番号） その他（建設業法に定める同等の内容を記載）
申請時点における他工事の従事状況等	工事名	申請時における従事工事なし	□□自動車道 □□工事	△△工事
	発注者名		□□高速道路(株) □□工事	△△県
	工期		平成00年00月00日～平成00年00月00日	平成00年00月00日～平成00年00月00日
	従事役職		監理技術者	主任技術者
	本工事と重複する場合		当該工事は、平成00年00月00日までの工期であるが、00月00日に検査が終了し、残期間については専任を要しない旨の確認を発注者に対し別紙のとおり行っているため、本工事に従事可能	当該工事は、本工事の入札日前までの工期であるため、本工事との重複はない
	本工事の専任開始時期		専任を要する期間の開始日である平成00年00月00日より従事可能	工期開始日より従事可能
	コリス [※] 登録番号		000000000	登録なし

- 《補足事項》
- ※1：該当するものを○で囲むこと。
- 《記載上の注意事項》
- ① 配置予定の主任（監理）技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず1名以上を配置しなければならない。なお、配置予定技術者の変更は当該者の死亡等極めて特別な事情がある場合を除き認めない。
 - ② 様式4（配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験）に記載する主任（監理）技術者は、必ず本様式にも記載すること。
 - ③ 記載する主任（監理）技術者は、入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。
 - ④ 主任技術者、監理技術者ともに、本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号を記載すること。
 - ⑤ 上記④に関して、主任技術者にあつては資格者証等の写しを、監理技術者にあつては監理技術者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を添付すること。なお、これらの書類により直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できない場合は、その確認のために必要な書類を添付すること。
 - ⑥ 配置予定の主任（監理）技術者が申請時点において他工事に従事している場合は、本工事への専任開始時期を記入すること。なお、当該他工事で主任技術者または監理技術者として従事している場合で、当該他工事の工期と本工事の工期が重複する場合は、本工事への専任期間と当該他工事への専任期間が重複しない旨、当該他工事の発注者に確認を行ったことを証する書面（写し）を添付すること。
 - ⑦ 同一人の技術者を本工事以外の工事等（NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない）にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、本工事以外の工事等を落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、本工事に技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。

様式 4【単体用】（配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験）

配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験

会社名：_____

配置予定技術者の氏名	□□ □□	△△ △△	
従事（予定）役職（※1）	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度	□□高専 土木工学科 00年卒業	△△大学 土木工学科 00年卒業	
現場経験	00年	00年	
建設業法（鋼構造物工事業）に該当する資格等	0級□□施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号）	0級△△施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号）	
工 事 名 称 等	工事名	□□自動車道 □□工事	△△工事
	工事場所	□□県□□市□□	△△県△△市△△
	契約金額	00億円	00億円
	工期	平成00年00月00日～平成00年00月00日	平成00年00月00日～平成00年00月00日
	発注者名	□□高速道路㈱ □□支社	△△県
	工事成績	00点	00点
	受注形態	単体	共同企業体【出資比率：00%（〇〇建設00%）】
	従事役職	監理技術者	主任技術者
	従事期間	上記工期と同じ	平成00年00月00日～平成00年00月00日
	工事諸元等		
	コリス登録番号	000000000	登録なし

※1：該当するものを○で囲むこと。

《記載上の注意事項》

- ① 記3-1(6)②に示す「同種工事」の要件を満たす配置予定の現場代理人、主任技術者または管理技術者の工事経験を記載する。
- ② 配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず1名以上を配置しなければならない。
- ③ 現場代理人を記載する場合は本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格を有する者に限る。
- ④ 記載する主任（監理）技術者は、入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。
- ⑤ 本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること（建設業法15条2号に規定する大臣認定の場合は『大臣認定』と記載のうえ、認定書類（写し）を添付すること）。
- ⑥ 上表「工事名称等」には、入札公告（説明書）に定める競争参加資格要件を満たした工事経験1件を記載すること。
- ⑦ 記載する工事経験は、工期の5割以上の期間において従事していた工事とする。なお、当該工事に設計、工場製作、冬季休止が含まれている場合、それらの期間は除くものとし、設計期間、工場製作期間、冬季休止期間を証明する書類を添付すること。
- ⑧ 記載した工事内容を証する契約書類の写し（契約書、特記仕様書、設計図等の工事内容を確認できる部分）及び当該工事がコリスに登録されている場合は、登録情報の写し（工事内容が確認できる「工事カルテ（完了時）」を必ず添付すること。）
- ⑨ 上表に記載した工事経験について、契約書類の写しやコリスの登録内容で上表の内容を全て確認することができない場合は、その内容を証明する書類（経歴書、施工計画書等）を添付すること。
- ⑩ 記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。なお、工事成績を技術評価項目とした工事において、工事成績評定の写しの添付がない場合は、技術評価点を「0点」とするので留意すること。
- ⑪ 同一人の技術者を本工事以外の工事等（NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない）にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、本工事以外の工事等を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、本工事に技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。
- ⑫ 工事経験の従事役職が現場代理人の場合（主任技術者または監理技術者を兼務していた場合は除く）は、工事経験時に当該工事に対応する建設業法に規定する主任技術者または監理技術者資格を有していた場合のみ技術評価項目の評価の対象とする。主任技術者資格の場合は、当該工事の経験時において資格を証明する資格者証等の写し（実務経験による場合は、工事名・従事期間のわかる経歴書）を添付すること。

様式 5 (配置予定の設計管理技術者及び設計照査技術者の資格)

配置予定の設計管理技術者及び設計照査技術者の資格

会社等名: _____

設計管理技術者	氏名: ○○ ○○	生年月日: 00年00月00日	
所属部署・役職	○○部 ○○部長		
所有技術者資格 (資格の種類、部門、取得年月日、試験合格年度):			
技術士 (部門: 分野:)	・登録部門:	・取得年月日: 試験合格年度:	
RCCM (部門:)	・登録部門:	・取得年月日: 試験合格年度:	
その他 (名称:)	・登録部門:	・取得年月日: 試験合格年度:	
業務経験 (※1)			
所属	地位及び職名	業務内容	従事期間
合計 (00年00ヶ月)			うち建設部門 (00年00ヶ月)

設計照査技術者	氏名: ○○ ○○	生年月日: 00年00月00日	
所属部署・役職	○○部 ○○部長		
所有技術者資格 (資格の種類、部門、取得年月日、試験合格年度):			
技術士 (部門: 分野:)	・登録部門:	・取得年月日: 試験合格年度:	
RCCM (部門:)	・登録部門:	・取得年月日: 試験合格年度:	
その他 (名称:)	・登録部門:	・取得年月日: 試験合格年度:	
業務経験 (※1)			
所属	地位及び職名	業務内容	従事期間
合計 (00年00ヶ月)			うち建設部門 (00年00ヶ月)

《補足事項》

- ※1: 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]で平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験及び建設部門に該当する業務がわかるように業務経験を記載すること。RCCM、その他の場合は記載不要
 なお、技術的業務とは、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研修、設計、分析、試験、評価(補助業務を除く)または、これらに関する指導の業務をいう。
 業務に該当する部門とは、技術的業務のうち「建設部門(鋼構造及びコンクリート)」に相当する業務をいう。

《記載上の注意事項》

- ① 配置予定の設計管理技術者及び設計照査技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず各1名を配置しなければならない。
- ② 設計照査技術者は、設計管理技術者を兼ねることはできない。

技術提案書 (1/2)

会社等名: _____

工事名) 北海道横断自動車道 塩谷川橋 (鋼上部工) 工事

1. 技術提案の有無

① PC床版の品質管理に関する提案	技術提案 有り	技術提案 無し
② 送出し架設の安全対策に関する提案	技術提案 有り	技術提案 無し

《記載上の注意事項》

- ① 技術提案書の提出を行う場合は「有り」に、技術提案書の提出を行わず設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合は「無し」に○を付すこと。

2. 技術提案が「有り」の場合で不採用の場合における、標準案での施工意志の有無

① PC床版の品質管理に関する提案	標準案での施工意志 有り	標準案での施工意志 無し
② 送出し架設の安全対策に関する提案	標準案での施工意志 有り	標準案での施工意志 無し

《記載上の注意事項》

- ① 技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には「有り」に、技術提案が採用されない場合においても標準案に基づいて施工する意思がない場合には「無し」に○を付すこと。

技術提案書 (2/2)

会社等名 : _____

工事名) 北海道横断自動車道 塩谷川橋 (鋼上部工) 工事

「〇〇に関する技術提案」

【記載すべき項目】

1. 提案の内容

2. 技術提案の概要・特徴

3. 施工方法及び改善効果等

(資機材・仮設備などの施工計画、安全計画。

実績または、数値的根拠等がある場合は、その内容を記載すること)

4. 履行確認方法

《記載上の注意事項》

- ① 技術提案数は各技術提案評価項目毎に 2 提案以内とし、技術提案毎に A4 判で各 2 枚を限度に作成すること。
(最大 : 2 技術評価項目 × 2 技術提案 × 2 枚 = 8 枚)
- ② 上記①に記載の枚数を超える場合は、技術評価点の加点を行わないので留意すること。

単価表の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

郵便番号
住所
会社名
代表者

印

工事名) 北海道横断自動車道 塩谷川橋 (鋼上部工) 工事

提出書類
・ 単価表

《単価表等の提出に係る留意事項》

- ① 本件工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する単価表の提出を求める。
- ② 提出された単価表を確認し、入札者に対する指示書[13]④に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。
- ③ 必要に応じて、提出された単価表のヒアリングを求めることがある（入札者に対する指示書[13]を参照のこと）。

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

提出者) 郵便番号
住 所
会 社 名
代 表 者

印

単価協議後の単価表の提出について

工事名) 北海道横断自動車道 塩谷川橋 (鋼上部工) 工事

入札者に対する指示書[13]または[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

様式 18（競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書）

平成 00 年 00 月 00 日

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

提出者) 郵便番号
住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者 印

平成 00 年 00 月 00 日付で通知された、北海道横断自動車道 塩谷川橋（鋼上部工）工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名 北海道横断自動車道 塩谷川橋（鋼上部工）工事
2. 当該案件の公告日 平成 26 年 6 月 30 日
3. 疑問内容

以 上

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒000-0000 ○○県○○市○○町△-□

電話

商号又は名称

代表者名

印

2 再苦情申立ての対象となる工事名

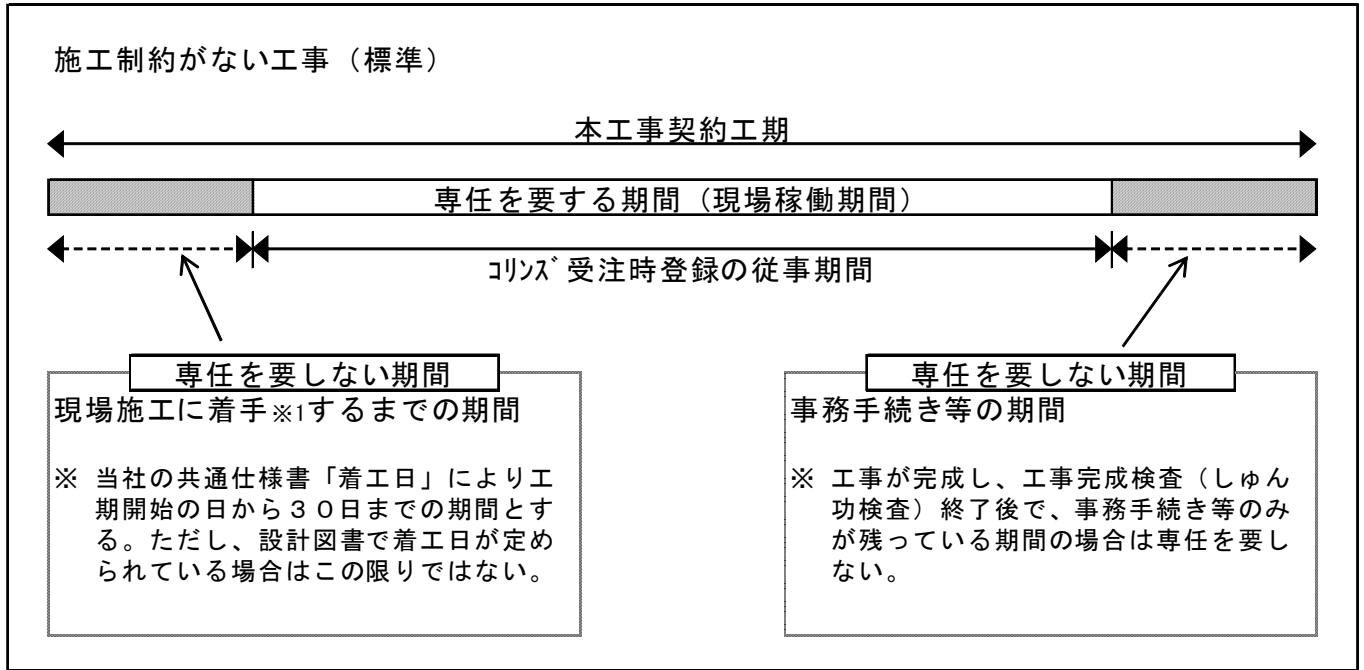
工事名 北海道横断自動車道 塩谷川橋 (鋼上部工) 工事

3 不服のある事項

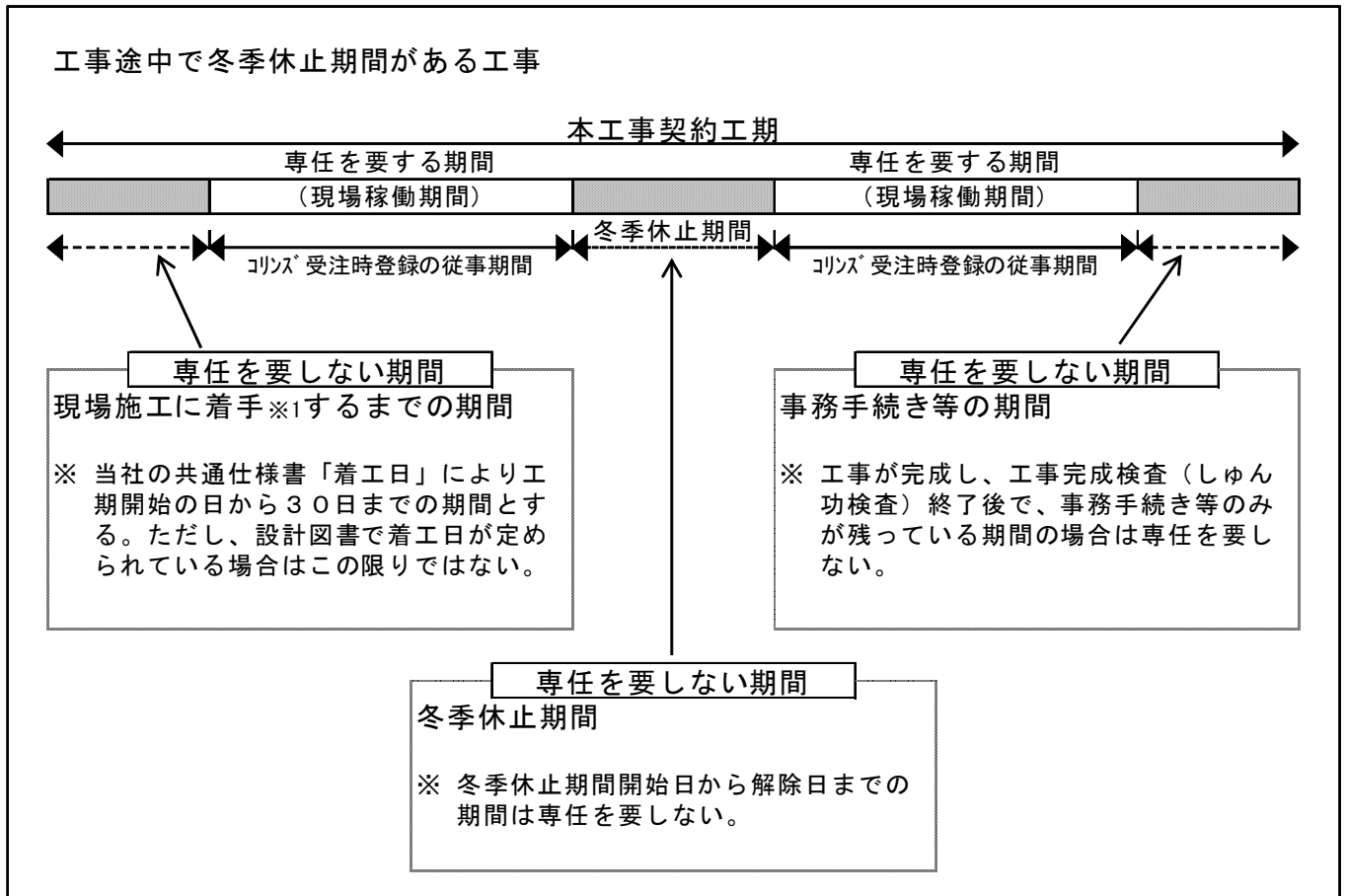
4 3の主張の根拠となる事項

※1「現場施工に着手」とは
 受注者が工事の施工のため現地に事務所等の建設又は
 測量等（準備工含む）を開始することをいう。
 （共通仕様書1-12 着工日）

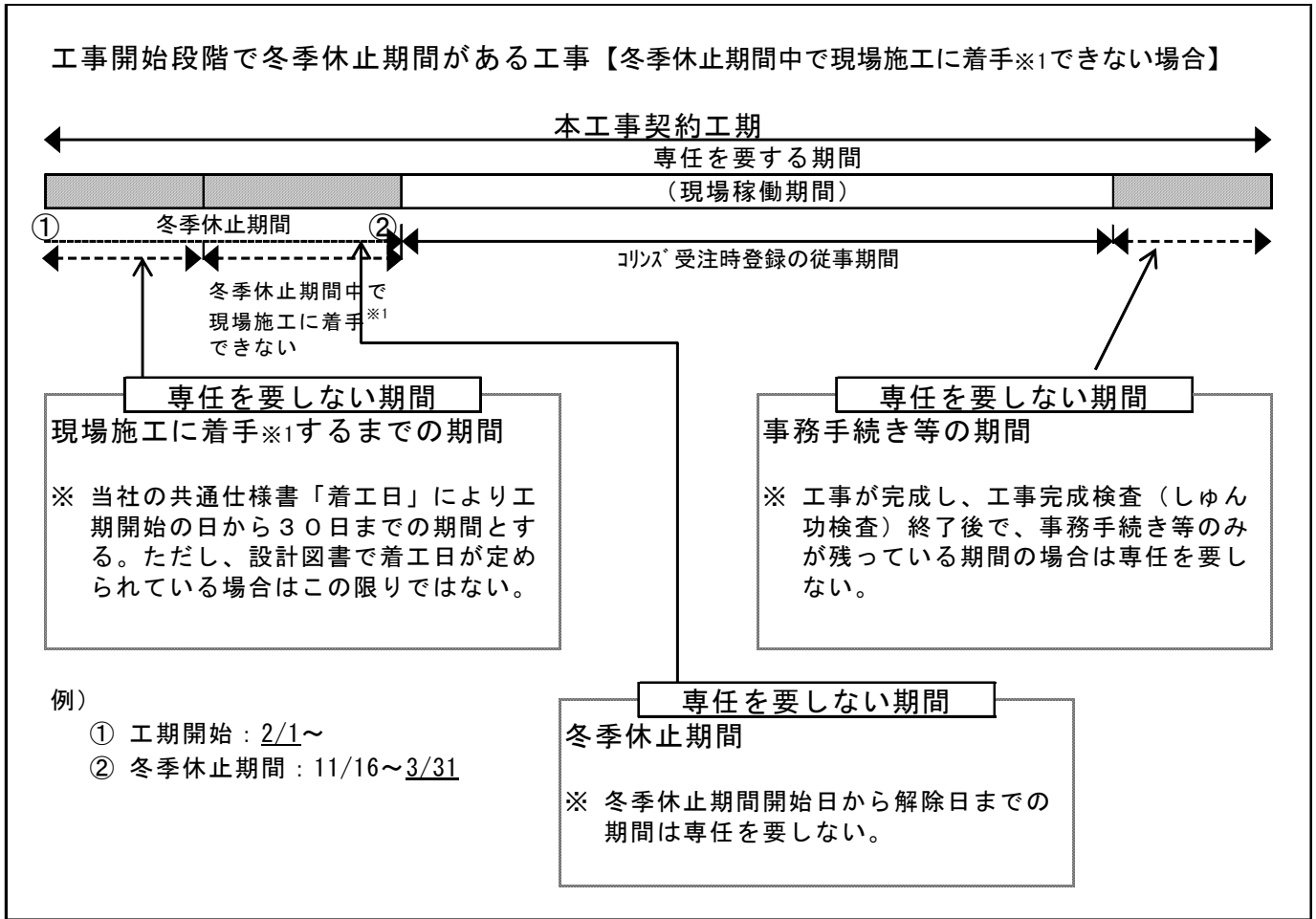
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方①



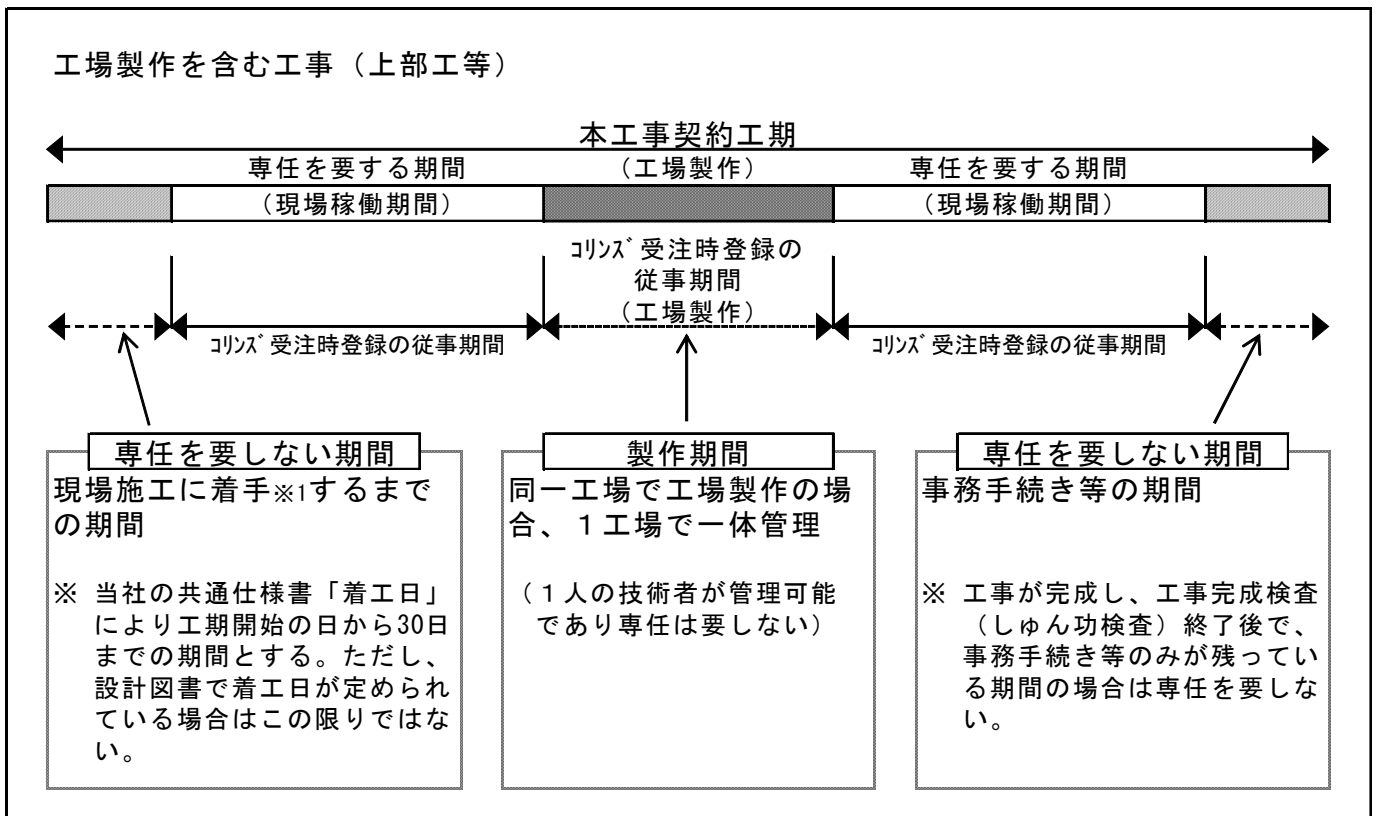
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方②- 1



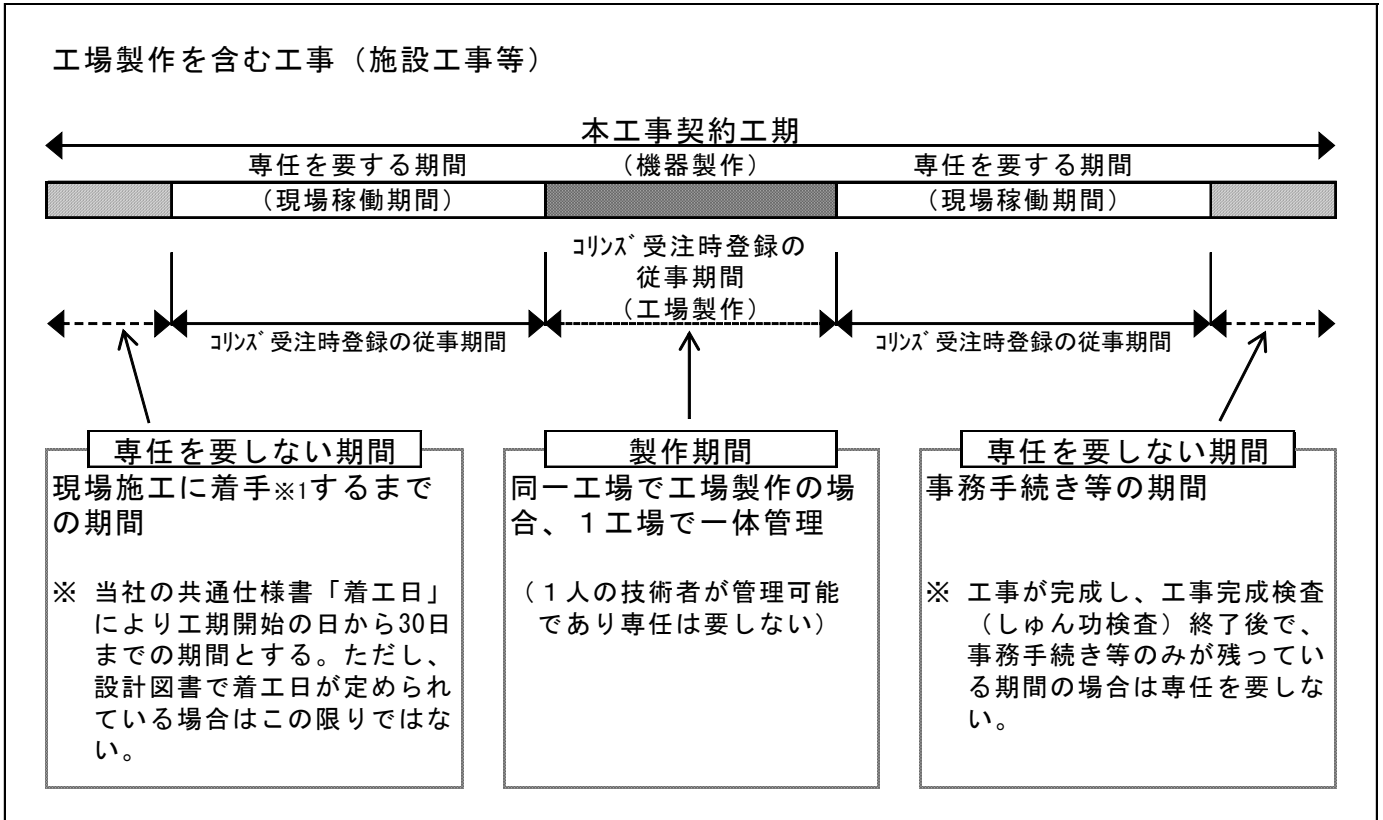
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方②-2



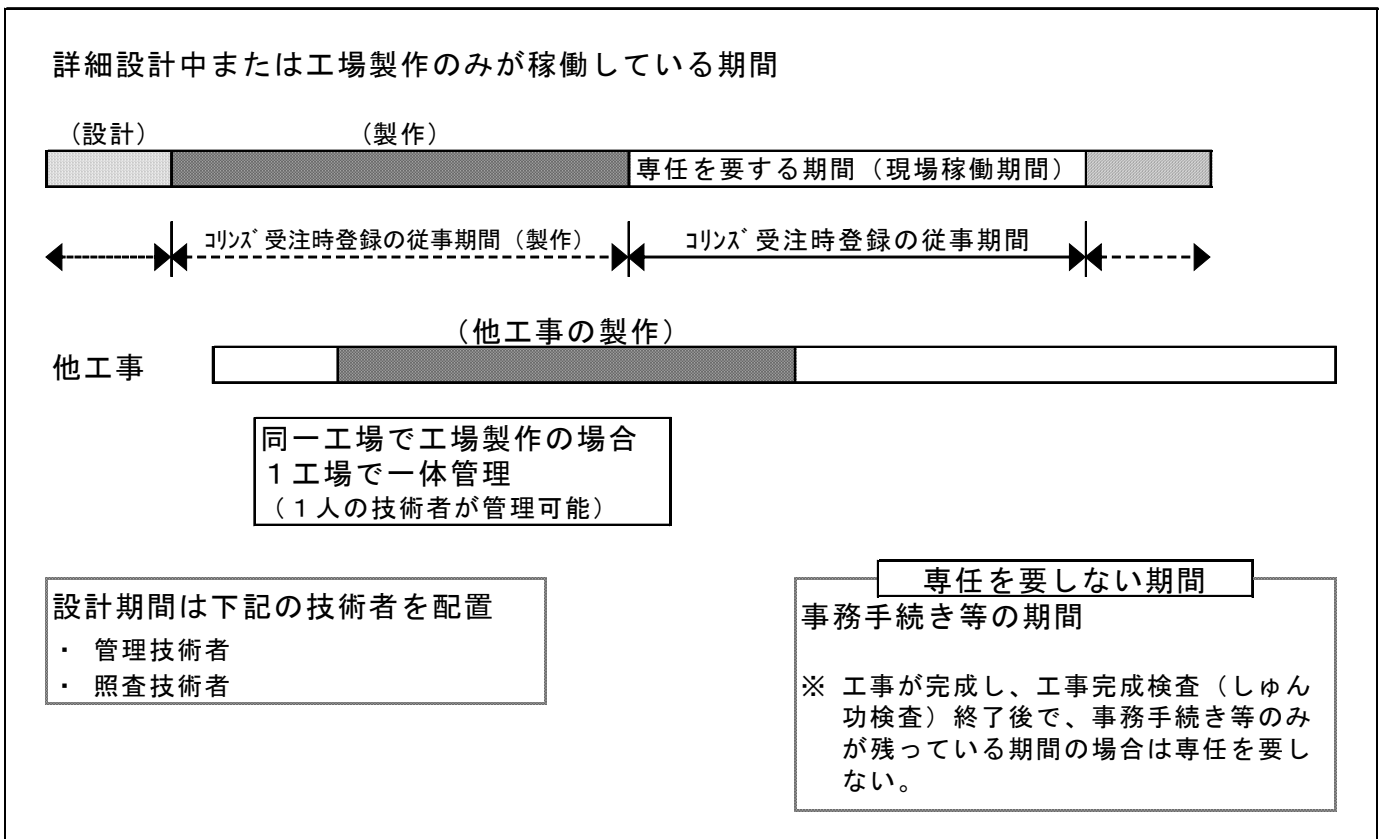
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方③



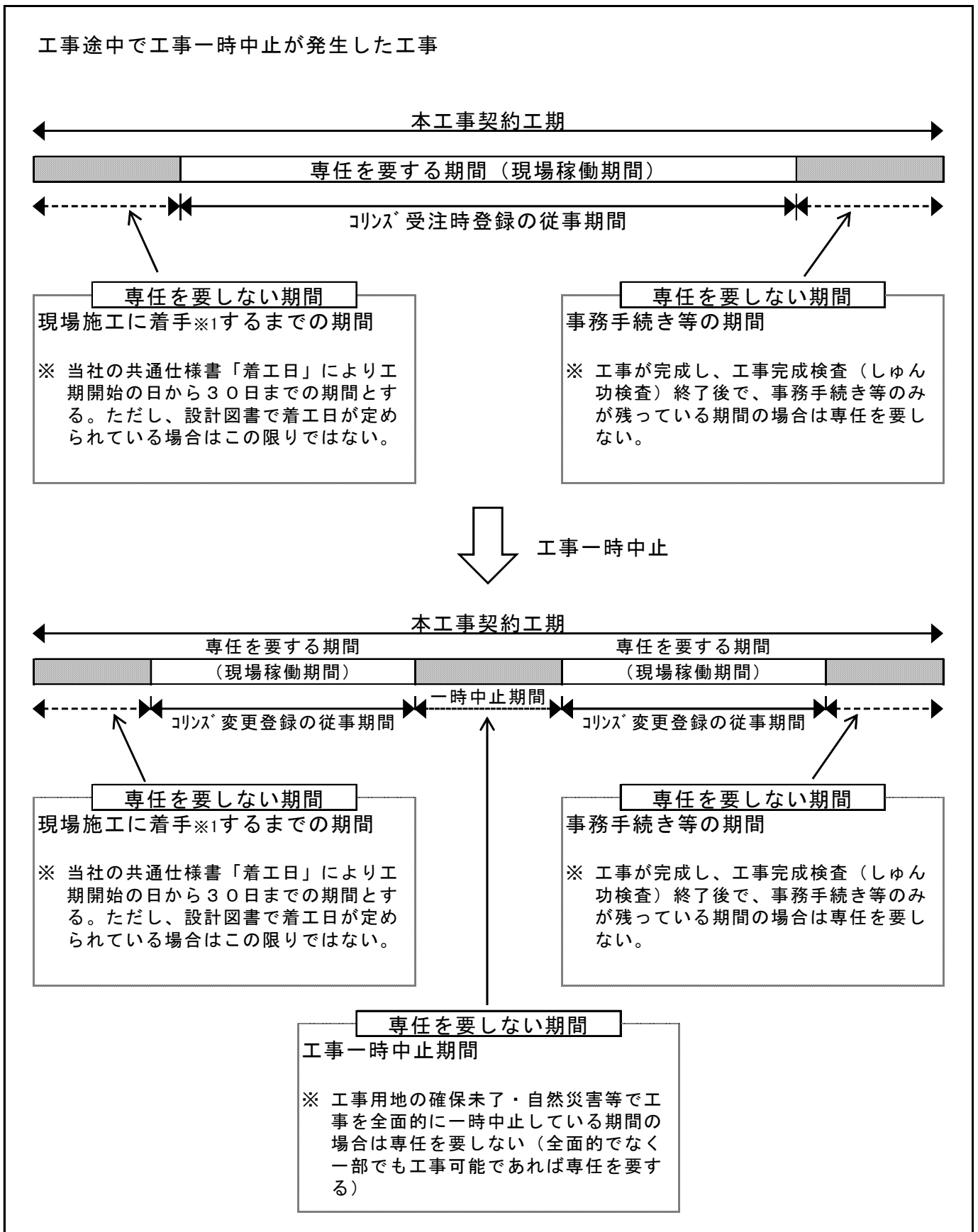
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方④



配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方⑤



配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方⑥



配置予定技術者の工事経験における従事期間の考え方

当該工事の契約工期		競争参加資格	技術評価の対象
現場代理人等 100%		あり	現場代理人等
現場代理人等 50%		あり	現場代理人等
現場代理人等 60%	担当技術者 40%	あり	現場代理人等
現場代理人等 40%	担当技術者 60%	あり	担当技術者
現場代理人等 40%	担当技術者 30%	あり	担当技術者
担当技術者 50%		あり	担当技術者
現場代理人等 40%		なし	—
担当技術者 40%		なし	—
現場代理人等 30%	担当 15%	なし	—

※「現場代理人等」とは、現場代理人、主任技術者または監理技術者での従事をいう。

※ 設計、製作、冬季休止がある場合は、その期間は工期及び従事期間から除く。